

達令公示第18号

会計条例施行条規の一部を改正する達令を次のように公示する。

2025年12月25日

宗務総長 木 越 涉

会計条例施行条規の一部を改正する達令

会計条例施行条規（1988年達令公示第2号）の一部を次のように改正する。

第8条後段を削る。

第12条第1項中「限度額、期間及び購入の基準」を「金額、期間及び種類等」に改める。

附 則

この達令は、2026年1月1日から施行する。